第明治三二十種五郵年三月物三十一認可日

△

○

	P　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数が 3 を超える場合は 3 とする。） 算式Ⅶ P ＝ {13.98 ×（w － v）－ 1.31} ＋（7.1 × w － 5.53） {13.98 ×（w － v）－ 1.31} に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、3 を超える場合は 3 とし、1 に満たない場合は 1 とし、（7.1 × w － 5.53）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 1 を超える場合には 1 とし、負数となるときは 0 とする。 ［略］ α　α_1、α_2、α_3 又は α_4 のいずれか大きい率（ただし、令和 2 年度から令和 4 年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 0.49 以上となる場合は 1.000 とする。） ［略］

［8～11　略］

（「地域社会再生事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の三　［略］

［2～4　略］

5　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.2 × A ＋ 0.1 × B ＋ 0.1 × C ＋ 0.1 × D）× 1.035 ＋（0.5 × E）× 0.770 0.2 × A、0.1 × B、0.1 × C、0.1 × D 及び 0.5 × E に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 ［略］ E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式Ⅴ E ＝（e ／ f）／ 0.263

○

	P　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数が 3 を超える場合は 3 とする。） 算式Ⅶ P ＝ {33.61 ×（w － v）＋ 0.54} ＋（15.50 × w － 12.87） {33.61 ×（w － v）＋ 0.54} に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、3 を超える場合は 3 とし、1 に満たない場合は 1 とし、（15.50 × w － 12.87）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 1 を超える場合には 1 とし、負数となるときは 0 とする。 ［同左］ α　α_1、α_2、α_3 又は α_4 のいずれか大きい率（ただし、令和元年度から令和 3 年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 0.50 以上となる場合は 1.000 とする。） ［同左］

［8～11　同上］

（「地域社会再生事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の三　［同上］

［2～4　同上］

5　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.2 × A ＋ 0.1 × B ＋ 0.1 × C ＋ 0.1 × D）× 1.035 ＋（0.5 × E）× 0.787 0.2 × A、0.1 × B、0.1 × C、0.1 × D 及び 0.5 × E に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 ［同左］ E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式Ⅴ E ＝（e ／ f）／ 0.274